

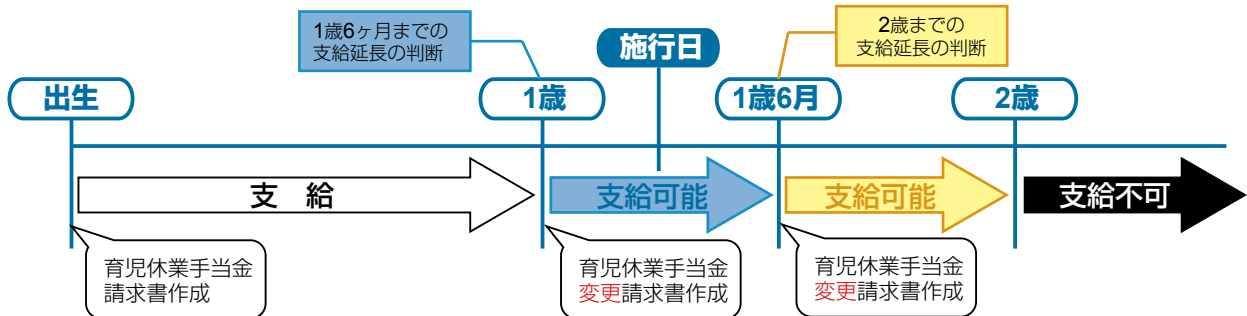
育児休業手当金の支給期間が延長になりました

お問い合わせ ☎
給付班 043-223-4118

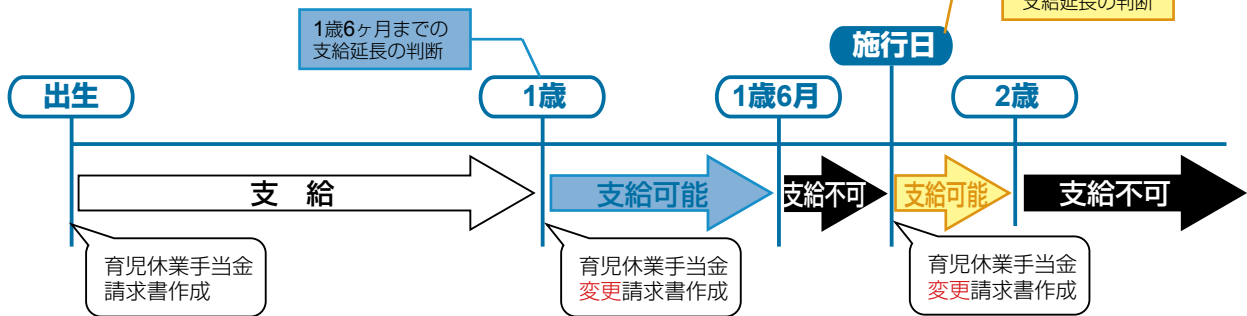
平成29年10月1日以降に2歳に達する子(※1)に係る育児休業等について、その日後も必要と認められるものとして総務省令で定める場合(※2)には、その子が2歳に達する日まで延長することができます。

- ※1 平成27年10月2日以降に出生した子が対象。
- ※2 ① 育児休業に係る子について、保育所における保育の実施を希望し申込みを行っているが、1歳6ヶ月に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合。
② 常態として育児休業に係る子の養育を行っている配偶者であって、当該子が1歳6ヶ月に達する日後の期間について養育を行う予定だったものが、「死亡」、「負傷」、「疾病又は身体上(精神上)の障害」、「婚姻の解消」、「6週間以内に出産、または産後8週間を経過しないとき」など養育することができなくなった場合

<施行日以降に子の年齢が1歳6ヶ月に達する場合>



<施行日前に子の年齢が1歳6ヶ月に達する場合>



資格喪失に伴う組合員証等の速やかな返却について(お願い)

お問い合わせ ☎
給付班 043-223-4118

退職などによる資格喪失後にもかかわらず、引続き共済組合の組合員証等を保持・使用するケースが多く見受けられます。

次に加入する保険者の保険証がすぐに届かない場合であっても、**資格喪失後は当共済組合の組合員証等は、使用できません。**

資格喪失した場合は、速やかに所属所を通じて、組合員証等を共済組合に**返却**してください。共済組合が、**資格喪失者の医療費(総医療費の約7~8割分)**を負担したことが判明した場合、**必ず返還していただくこととなりますので、ご承知おきください。**

なお、被扶養者の認定が**さかのぼって取消された場合**は、返還しなければならない医療費が**高額**になる場合がありますのでご注意ください。

また、後期高齢者医療制度に該当する75歳以上の方(一定の障害状態にある65歳以上75歳未満の方)についても、被扶養者証及び高齢受給者証の返却をお願いします。※取消申告書等の書類の提出は不要です。

例) 定年退職の場合の組合員証・被扶養者証等の取扱い	3/31 退職	4/1以降は使用不可! すぐ所属に返却を!
在職中の使用は → ○	退職後の使用は → ×	